

第34回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【結果】

令和3年1月5日(火)
経営会議終了後
議 場

検討事項1 令和3年1月緊急事態宣言発令時の対応について（案）

緊急事態宣言発令後、本部会議を開催し、市としての対応方針を決定するが、それまでの間、以下の事項を参考に各所管において対応を検討する。

1 公共施設の取扱い

- 基本的には開館する。ただし、3密回避や換気の実施など、感染対策の徹底を図るとともに、公共施設への往復の際に、飲食の自粛を呼びかける。
- 調理室は、調理室内での飲食は行わない。

以下の事項については、発令された緊急事態宣言の内容を確認した上で、市としてのメッセージを踏まえ、基本的な方針を次回本部会議において協議する。

- ・施設の定員
- ・施設の20時以降の取扱い

2 主催事業等

- 3密回避や換気の実施などを行い実施していく。
- 施設の状況により密が避けられない・換気が困難な場合は実施の見合わせをする。
- 会議等は、リモート開催(参加)も実施できるような工夫を行う。

3 個別事業の状況

(1) 成人式

- 今後、実行委員会と意見交換を行い最終的な決定を行う。
- 実施の場合は、会場での感染予防策徹底のほか、来場者へコロナに対する注意事項や式典終了後の飲食の禁止等、何らかの注意喚起を行う。

(2) 出初め式

緊急事態宣言が発令されたら中止

4 職員への対応

(1) 勤務体制

完全な2直体制は実施しないものの、次の事項に該当する場合は、在宅勤務等により対応する。

- ・ 遠方からの出勤者
- ・ 基礎疾患を持っている者
- ・ 妊婦

※ 詳細は、今後、人事課が発出する文書を参照

(2) その他

- ・ 昼食時は、可能な範囲で別室（本庁では301・302会議室など）にて食べる。
- ・ 正面に座らない、会話を控える等の感染防止策を図る。

5 情報発信

緊急事態宣言の内容を見極め、市として市民へ啓発等を行う必要がある場合は、臨時号にて対応する。（発行時期は速やかに実施するものの、現時点では未定）

6 今後の予定

- ・ 緊急事態宣言の内容を見極め、市として早急に対応しなければならない。
- ・ 緊急事態宣言発令後、本部会議を開催し、対応を協議する。

【参考】前回の緊急事態宣言が発令された時の対応

- ・ 自主事業の中止
- ・ 公共施設の閉鎖
- ・ 職員の2直勤務
- ・ 遠方からの出勤者、基礎疾患を持っている者、妊婦に対する在宅勤務や交通遮断休暇等の対応